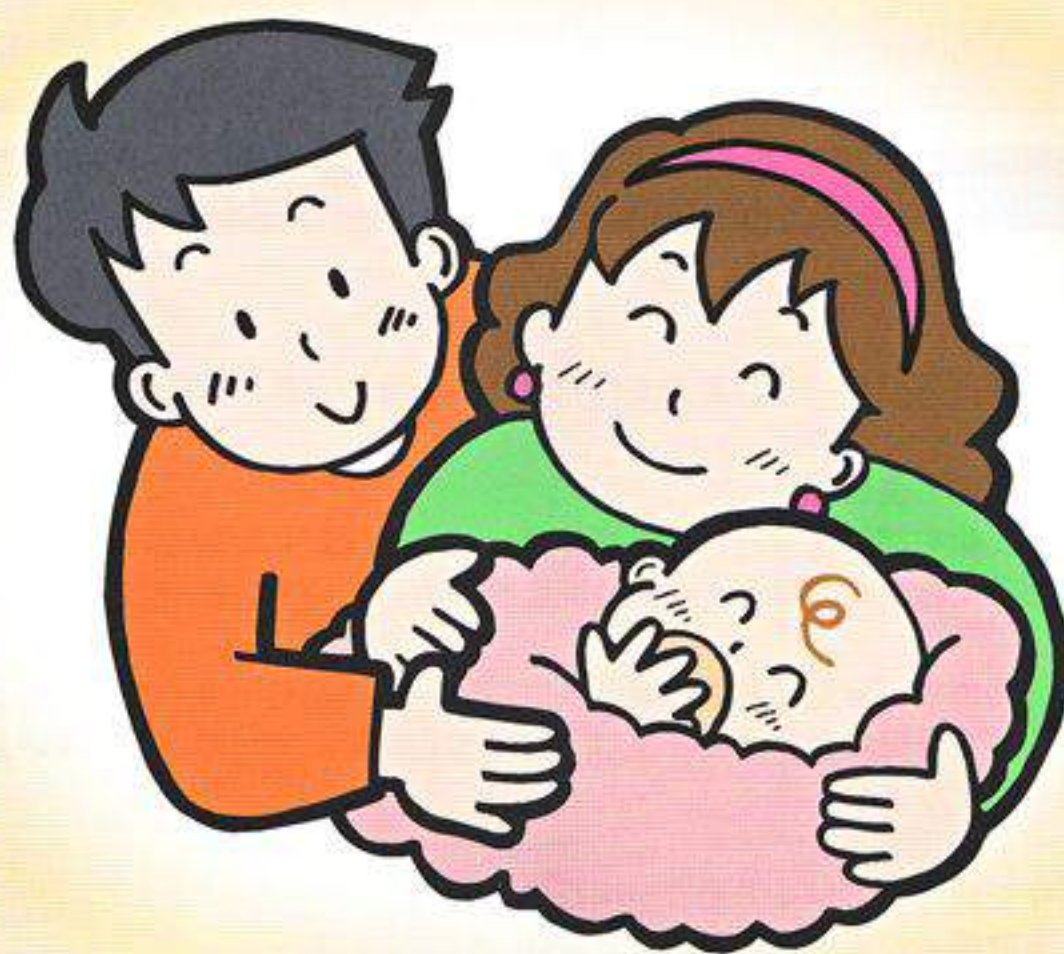


育児・介護雇用安定等助成金 (中小企業子育て支援助成金)

あなたの会社に初めて

育児休業取得者又は**短時間勤務利用者**
が出た場合、支給されます。



中小企業子育て支援助成金は、一定の要件を備えた育児休業、短時間勤務制度を実施する中小企業事業主（労働者数100人以下）に対して、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に助成金を支給することにより、中小企業での育児休業、短時間勤務制度の取得を促進することを目的としています。

厚生労働省

中小企業子育て支援助成金の受給を希望する事業主の皆様へ



今まで、うちの会社では
誰も育児休業をとった人が
いないし・・・
短時間勤務をした人も
いないし・・・

でも、慣れた人に
辞められるのは困るし・・・。

でも、育児休業者がでると
人のやりくりが大変だし。

CHECK!!

こんなとき、中小企業子育て支援助成金を使ってみませんか？

受給できる事業主 ◎次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主に対して支給されます。

- 1. 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
- 2. 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- 3. 労働協約又は就業規則の規定の整備
 - (1) 育児休業取得に係る支給申請の場合 → 育児休業について規定があること。
 - (2) 短時間勤務利用に係る支給申請の場合 → 短時間勤務制度について規定があること。
- 4. 平成18年4月1日以降、初めて「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」が出たこと。
(平成18年3月31日までに、「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は、支給対象となりません。)
- 5. 以下の(1)又は(2)の要件を満たしている労働者が出たこと。
 - (1) 対象となる育児休業取得者の要件
 - ① 休業取得期間：1歳までの子を養育するため平成18年4月1日以降、6か月以上育児休業※を取得したこと。
※育児休業（労働者に産後休業をした期間があり、かつ産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業含め6か月以上。）
 - ② 復職後：職場復帰後6か月以上継続して雇用されたこと。
 - (2) 対象となる短時間勤務利用者の要件
 - ① 平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6か月以上次のいずれかの制度を利用したこと。
 - ② 対象となる短時間勤務制度：ア～ウのいずれかであること。なお、いずれの場合も在宅で就労する場合を除く。
 - ア：1日の所定労働時間を短縮する制度
(短時間勤務利用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮していること。)
 - イ：週又は月の所定労働時間を短縮する制度
(短時間勤務利用前の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間数を1割以上短縮していること。)
 - ウ：週又は月の所定労働日数を短縮する制度
(短時間勤務利用前に1週当たり所定労働日数が5日以上の方について、1週当たり所定労働日数を1日以上短縮していること。)
- 6. 対象労働者の雇用保険の被保険者資格について、以下の(1)又は(2)の要件を満たしていること。
 - (1) 育児休業取得者を子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと。
 - (2) 短時間勤務利用開始日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと。

ただし、申請に係る事業主が助成金の支給対象事業主に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、その申請については支給対象とはなりません。

- (1) 労働関係法の重大な違反を行っていることにより当該事業主に助成金を支給することが適切でないと認められる場合。
- (2) 申請時点において、育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。
- (3) 過去2年を超えて労働保険の一般保険料を納入していない場合。
- (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られている場合。

支給対象となる期間

平成18年度から平成22年度までの間に育児休業又は短時間勤務を開始した労働者が出た事業主について、当該労働者が1頁5の(1)又は(2)の要件を満たした場合に支給対象となります。

(但し、平成18年3月31日までに、「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は、支給対象となりません。)

よくあるお問い合わせ

Q₁ 「常時雇用する労働者の数」とは？

A₁ 支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者数（2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の労働者と概ね同等である者の数）をいいます。

Q₂ 平成18年3月31日以前に育児休業者がいた場合、支給対象になりますか。

A₂ 平成18年4月1日以降初めて育児休業取得者又は短時間勤務利用者が出た場合に支給対象となりますので、この場合は支給対象になりません。

Q₃ 平成18年4月1日以降初めて育児休業者が出て、まもなく二人目の労働者が育児休業を取得し、両者の休業期間が重なった場合、一人目・二人目はどのように教えればよいですか。

A₃ 支給要件を満たした順に一人目、二人目と数えます。詳しくは5ページの図をご覧ください。

Q₄ 育児休業を取得した労働者が支給要件を満たしたので支給申請をしたいと思います。この労働者は引き続き短時間勤務を利用する予定ですが、この短時間勤務についても支給申請はできますか。

A₄ 同一の事業主で、一人目と二人目の支給申請の対象労働者が同じである場合は、その労働者については一人目としてのみ支給対象になりますので、休業と短時間勤務と制度が違っていても、同一の労働者を二人目として支給申請はできません。

支給のための手続 ◎支給申請は、本社(人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所)で行ってください。

申請期間：受給できる事業主の要件を満たした日の翌日から3か月以内

- 育児休業の場合：6か月以上の育児休業又は産後休業と育児休業を続けて併せて6か月以上取得し、復職後6か月を経過した日の翌日から起算して3か月以内。
- 短時間勤務の制度の場合：短時間勤務の制度の利用開始後、6か月を経過した日の翌日から起算して3か月以内。

申請に必要な書類：育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給申請書

次の1～5の書類を添付してください。

1. 一般事業主行動計画策定・変更届（写）
2. 労働協約（写）又は就業規則（写）
育児休業取得者に関する支給申請については育児休業、短時間勤務利用者に関する支給申請については育児のための短時間勤務の措置が規定されていることが確認できる部分
3. 育児休業取得者に関する支給申請の場合
 - (1) 育児休業を取得したことを確認できる書類及び育児休業取得後職場復帰し、6か月以上継続して雇用されたことが確認できる書類
 - ・対象労働者に係る育児休業取得申出書（写）
 - ・母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分（写）
 - ・タイムカード（写）、出勤簿（写）、賃金台帳（写）等
 - (2) 育児休業取得者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
4. 短時間勤務利用者に関する支給申請の場合
 - (1) 短時間勤務の措置を6か月以上利用したことを確認できる書類及び対象労働者が短時間勤務の措置に係る子を養育していることを確認できる書類
 - ・対象労働者に係る短時間勤務の措置の利用期間の明示された申出書（写）
 - ・タイムカード（写）、賃金台帳（写）等
 - ・健康保険証（写）、母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分（写）等
 - (2) 短時間勤務利用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
5. 本社等における直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）及び納付書・領収証書（写）等

提出先：支給申請書等は、本社等の所在地を担当する(財)21世紀職業財団地方事務所に提出してください。

※申請にあたっては以下にご留意ください。

都道府県労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査の実施又は報告を求める場合があります。

事業主が、偽りその他不正の行為により助成金を受給した場合等は、支給決定を取り消し、支給した助成金の全部又は一部の返還を求めます。

支給申請期間は？

例) 育児休業の場合の支給申請期間



例) 短時間勤務の場合の支給申請期間



受給できる額 ◎対象者が初めて出た場合に、2人目まで支給します。

	産後休業	短時間勤務 ※利用期間に応じ、次の①～③のとおり。
1人目	100万円	① 6か月以上1年以下 60万円 ② 1年超2年以下 80万円 ③ 2年超 100万円
2人目	60万円	① 6か月以上1年以下 20万円 ② 1年超2年以下 40万円 ③ 2年超 60万円

同一の事業主で、一人目と二人目の支給申請の対象労働者が同一である場合は、その労働者は一人目のみの支給となります。

こんな場合は？（平成18年4月1日以降）

■V社



1人目Aさん	100万円
2人目Bさん	60万円
計	160万円

■W社



1人目Cさん	100万円
2人目Dさん	60万円
計	160万円

■X社



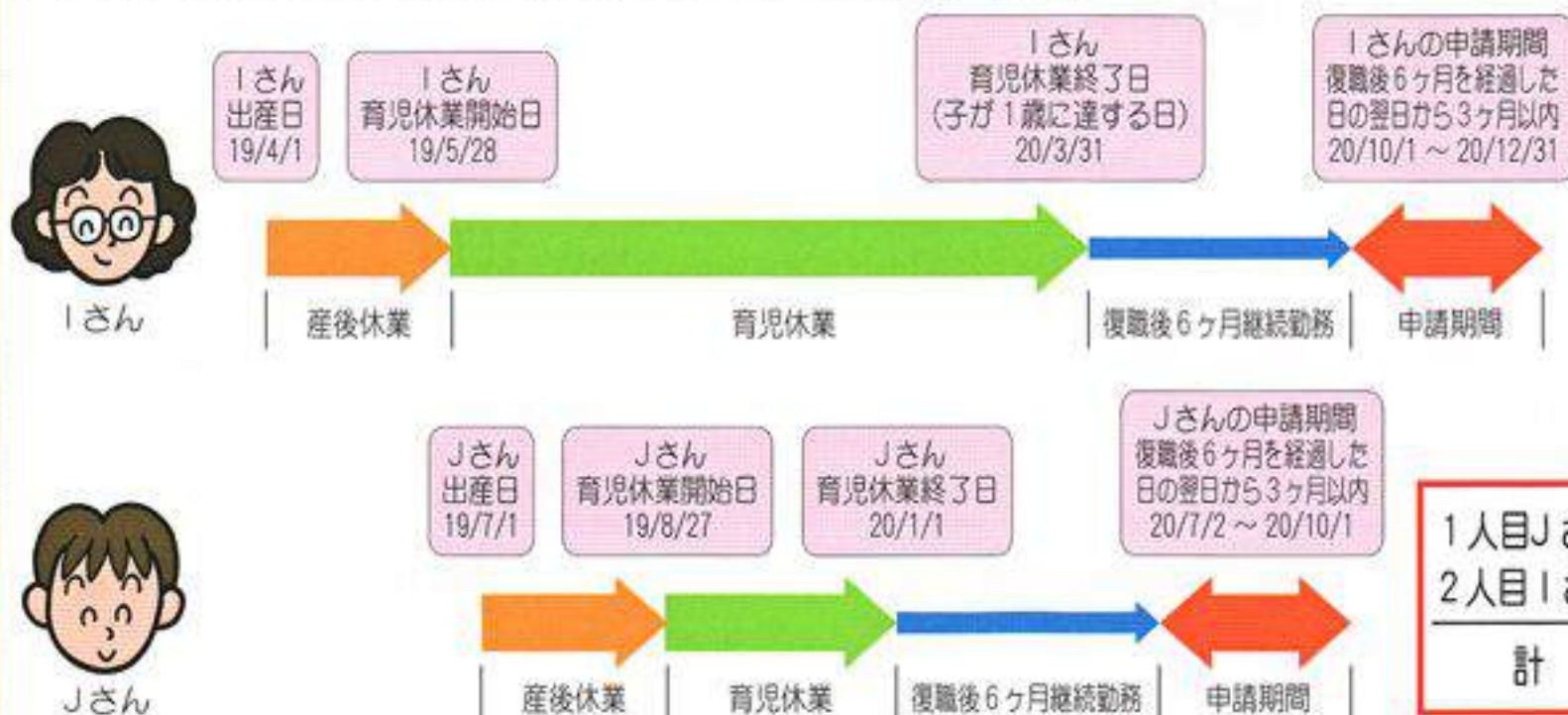
1人目Eさん	60万円
2人目Fさん	60万円
計	120万円

■Y社



1人目Eさん	100万円
2人目Fさん	40万円
計	140万円

■Z社：複数の育児休業者の休業期間が重なる場合の例



1人目Jさん	100万円
2人目1さん	60万円
計	160万円

支給要件を満たした順に支給対象となるので、この場合はJさんを一人目、1さんを二人目として支給申請をすることができます。

問 い 合 わ せ 先

都道府県労働局雇用均等室では、育児・介護休業法に関する施行業務、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出に関する業務を行っています。

	郵便番号	都道府県労働局雇用均等室 所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4211	017-777-7696
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館	019-604-3010	019-604-1535
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8228	023-624-8246
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31	029-224-6288	029-224-6265
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	027-210-5009	027-210-5104
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210	048-600-6230
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1611	03-3512-1555
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7380	045-211-7381
新潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地	025-234-5928	025-265-6420
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	076-432-2740	076-432-3959
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4429	076-221-3087
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2859	055-225-2787
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-227-0125	026-227-0126
岐阜	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-1220	058-263-1707
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310	054-252-8216
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング	052-219-5509	052-220-0573
三重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2318	059-228-2785
滋賀	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル	077-523-1190	077-527-3277
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-0504	075-241-0493
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940	06-6946-6465
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-0820	078-367-3854
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	640-8583	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル	073-421-6157	073-421-6158
	640-8341	和歌山市黒田48 (平成20年度中に移転予定)	未 定	未 定
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1709	0857-29-4142
島根	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1161	0852-31-1505
岡山	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館	082-221-9247	082-221-2356
山口	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	083-995-0390	083-995-0389
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718	088-652-2751
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8924	087-811-8935
愛媛	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高知	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6041	088-885-6042
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4894	092-411-4895
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7218	0952-32-7224
長崎	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階	095-801-0050	095-801-0051
熊本	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-532-4025	097-537-1240
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-222-8446	099-222-8459
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階	098-868-4380	098-869-7914

育児・介護休業法に関する厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

次世代育成支援対策推進法に関する厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

問い合わせ先及び支給申請書の提出先

育児・介護雇用安定等助成金や両立支援事業に関することは下記の(財)21世紀職業財団地方事務所にお問い合わせ下さい。

	郵便番号	(財)21世紀職業財団地方事務所 所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目20 東京建物札幌ビル7F	011-707-6198	011-707-6199
青森	030-0822	青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル4F	017-776-2028	017-776-2025
岩手	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8-17 小岩井・明治安田ビル4F	019-653-8681	019-653-8680
宮城	980-0014	仙台市青葉区本町2-3-10 仙台北町ビル7F	022-214-2080	022-214-2520
秋田	010-0951	秋田市山王6-10-9 猿田興業ビル1F	018-866-2100	018-866-2101
山形	990-0039	山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F	023-642-2021	023-642-2006
福島	960-8031	福島市栄町6-6 ユニックスビル8F	024-522-3030	024-522-3081
茨城	310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビル12F	029-226-2413	029-226-2740
栃木	320-0026	宇都宮市馬場通り1-1-11 宇都宮TDビル4F	028-643-3220	028-643-3381
群馬	371-0026	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル8F	027-223-2023	027-223-2013
埼玉	330-0062	さいたま市浦和区仲町1-4-10 浦和商工ビル6F	048-824-7001	048-824-7009
千葉	260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6F	043-225-2295	043-225-2080
東京	113-0033	文京区本郷2-3-9 ツインビュー御茶ノ水ビル2F	03-3868-9601	03-3868-9607
神奈川	231-0005	横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル10F	045-224-8040	045-224-8037
新潟	950-0087	新潟市中央区東大通2-5-1 KDX新潟ビル8F	025-249-5660	025-243-2172
富山	930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル8F	076-444-1526	076-444-2022
石川	920-0981	金沢市片町2-2-15 北国ビル8F	076-234-2040	076-234-2021
福井	910-0005	福井市大手3-4-1 福井放送会館2F	0776-21-0581	0776-21-0582
山梨	400-0031	甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F	055-236-5271	055-236-5431
長野	380-0824	長野市南石堂町1282-16 三井生命長野ビル6F	026-223-4521	026-223-4524
岐阜	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7F	058-266-5033	058-266-5031
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル6F	054-205-2050	054-205-2100
愛知	450-0002	名古屋市市中村区名駅3-22-8 大東海ビル9F	052-586-7222	052-586-7225
三重	514-0004	津市栄町2-380 HOWAビル津5F (H20.3.15移転)	059-228-2300	059-228-2304
滋賀	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル2F	077-523-5141	077-523-5249
京都	601-8047	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ東館2F	075-692-3470	075-692-3478
大阪	541-0054	大阪市中央区南本町1-8-14 堺筋本町ビル3F	06-6262-2151	06-6262-2154
兵庫	651-0084	神戸市中央区磯辺通2-2-16 三宮南ビル3F	078-252-1350	078-252-1351
奈良	630-8115	奈良市大宮町6-9-1 新大宮ビル5F	0742-36-6777	0742-36-6778
和歌山	640-8341	和歌山市黒田84-1 阪和第1ビル4F	073-475-1765	073-475-1766
鳥取	680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル6F	0857-29-0314	0857-24-2102
島根	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-24-2300	0852-24-2141
岡山	700-0826	岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル6F	086-227-2021	086-227-2880
広島	730-0013	広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第二ビル3F	082-224-2001	082-224-2003
山口	753-0074	山口市中央5-7-3 アクサ山口ビル1F	083-923-2041	083-923-2274
徳島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル11F	088-655-7771	088-655-6641
香川	760-0023	高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松7F	087-822-2027	087-822-2023
愛媛	790-0001	松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル6F	089-921-5660	089-921-5722
高知	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル6F	088-823-2667	088-823-2540
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビル9F	092-431-7701	092-431-7702
佐賀	840-0826	佐賀市白山2-7-1 エスプラッツ2F	0952-28-4621	0952-28-4721
長崎	850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館10F	095-827-1262	095-827-1263
熊本	860-0806	熊本市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル2F	096-324-2297	096-324-2104
大分	870-0035	大分市中央町2-9-24 三井生命大分ビル3F	097-538-7755	097-538-7756
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル6F	0985-20-2019	0985-20-2027
鹿児島	892-0838	鹿児島市新屋敷町16番301号 鹿児島県住宅供給公社ビルA棟4F	099-219-1597	099-219-1598
沖縄	900-0015	那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5F	098-869-9076	098-866-7789

(財)21世紀職業財団ホームページ

<http://www.jiwe.or.jp/>